

随意契約及び比較見積りを徴収しない理由書

工事名称 : 一級河川 木津川 木津川水門主水門点検口外補修工事

木津川水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であり、高潮時等に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本補修工事は、主水門点検口及び副水門全開用ストライカの補修を行うものである。現在、主水門点検口に経年劣化による腐食が発生し主水門点検口が脱落の恐れがあることと、副水門全開時固定ピンを嵌め固定しているが、経年劣化により全開を検出する位置に差異が生じ固定ピンが嵌らない不具合が発生しており、水門の開閉機能に支障を来す可能性があることから、早急な補修を図る必要がある。

この点検口および全開用ストライカは木津川水門の主水門および副水門の構造にあわせて、独自に設計、製作されたものである。そのため早急な補修には、当該設備の詳細な設計資料を有し、かつその構造に熟知していることが必要条件である。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計、製作、据付を行った栗本酒井 JV より株式会社 IHI インフラ建設に事業を継承した後、令和 7 年度に事業を継承された株式会社 IHI インフラシステム以外なく、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社関西支店と随意契約を締結するものです。

なお、本件は上述のとおり「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第 62 条及び同規則の運用第 62 条関係 2 項第 1 号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。